



薬食発0331第3号

平成26年3月31日

各 都道府県知事
保健所設置市長
特別区長 殿

厚生労働省医薬食品局長
(公印省略)

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令の施行について

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令（平成26年厚生労働省令第48号。以下「改正省令」という。）については、本日公布されました。その改正の趣旨等は下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者へ周知いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

第1 改正の趣旨

薬剤師法（昭和35年法律第146号。以下「法」という。）第22条の規定及びこれに基づく薬剤師法施行規則（昭和36年厚生省令第5号。以下「規則」という。）の規定において、薬剤師は、災害の場合など厚生労働省令で定める特別の事情がある場合を除き、原則として、薬局以外の場所で販売・授与の目的で調剤してはならないこととされている。

また、その例外として、薬剤師は、医療を受ける者（以下「患者」という。）の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方箋に基づき調剤する場合には、処方箋中に疑わしい点があるかどうかを確認し、処方箋中に疑わしい点があるときは、その処方箋を交付した医師又は歯科医師（以下「処方医」という。）に問い合わせて、その疑わしい点を確かめること（以下「疑義照会」という。）ができることとされている。今般、現在の在宅での薬剤師の業務の実情を踏ま



え、薬剤師が居宅等で行うことができる調剤の業務として、患者に処方された薬剤に飲み残しがある場合等に、処方医に疑義照会した上で、患者の居宅等で調剤量を減らすことができることを追加する等のため、規則を改正する。

第2 改正の内容

1 患者の居宅等において薬剤師が行うことのできる調剤の業務

(1) 薬剤師が、患者の居宅等において処方医が交付した処方箋に基づき、当該居宅等において薬剤師が行うことができる調剤の業務について、処方医への疑義照会に加え、以下の業務を行えることとした(改正省令による改正後の規則(以下「新規則」という。)第13条の2関係)。

- ・ 薬剤師が、処方医の同意を得て、当該処方箋に記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務(調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ、調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。)

(2) また、患者が負傷等により寝たきりの状態にあり、又は歩行が困難である場合、患者又は現にその看護に当たっている者が運搬することが困難な物が処方された場合その他これらに準ずる場合についても、薬剤師が、その者の居宅等を訪問して、同様の業務を行えることとした(新規則第13条の3第2号関係)。

(3) 薬剤師は、(1)及び(2)の業務に当たっては、患者の居宅等に飲み残された薬剤等が引き続き適正に使用できるものであることを確認した上で、実施する必要がある。

(4) 薬剤師が患者の居宅等において、以下に掲げる業務を行うことは、従前のとおり、差し支えない。

- ① 処方箋を受領すること
- ② 処方箋が偽造でないこと又はファクシミリ等で電送された処方内容に基づいて薬剤の調製等を行った際に処方箋がファクシミリ等で電送されたものと同一であることを確認すること
- ③ 薬剤を交付すること

(5) 調剤の業務のうち、薬剤の計量、粉碎、混合等の調製行為は、従前のとおり、薬局において行う必要がある。

2 調剤の場所の特例に関する特別の事情（新規則第13条の3関係）

- (1) これまで、法第22条ただし書きの厚生労働省令で定める特別の事情として、「災害により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」を規定していたが、これを「災害その他特殊の事由により薬剤師が薬局において調剤することができない場合」に改めた。
- (2) ここでいう「特殊の事由」とは、患者の状態が居宅等で急変した場合など特に緊急の場合であって、その者を救命するためには、当該居宅等において新規則第13条の2に基づき、薬剤師が患者の居宅等で行うことができる調剤の業務以外の調剤の業務を行う以外に手段がないと処方医及び薬剤師が判断した場合である。

3 施行期日

改正省令は、平成26年4月1日から施行する。

府令 · 省令

○
國厚外內
土生
交勞務閣
通勵
省省省府
環農財總
林境水務務
產省省省
防經文法
濟部
衛產科務
業字
省省省省
令第一
号

る法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、
温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令を次のようく定める。

内閣總理大臣 安倍晋三
　　総務大臣 新藤義孝
　　法務大臣 谷垣禎一

削減量の種別		対象企業名 (特定排出者コード)	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量
識別番号				
1	本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。			t-CO ₂
2	算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上にある場合には、表の追加を行うこと。			t-CO ₂
3	国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。			t-CO ₂
4	無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。			t-CO ₂
5	無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。			t-CO ₂
6	本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。			t-CO ₂
合 計		量		t-CO ₂

備考

1 本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

2 算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3 国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

4 無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

5 無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

6 本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

送付紙1紙当該の川の次に次の1紙を是べる。
5表の4 海外認証排出削減量による情報

第一条第四号中「国内認証排出削減量」の下に「及び海外認証排出削減量」を加え、同条に次の二

六 「海外認証排出削減量」とは、海外における他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する各種の取組により削減等がされた二酸化炭素の量として、環境大臣及び経済産業大臣が定めるものをいう。

第四条第一項各号別記以外の部分中「又は」を「」に改め、「国内認証排出削減量」の「ト」に「又は海外認証排出削減量」を加え、同項第十一節中「及び」を「」に改め、「種別」との合計量」の「ト」に「及び海外認証排出削減量の種別」との合計量」を加える。
様式第一第五表の「及び国内認証排出削減量」を「国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量」に改め、同表の備考一中「また」を削り、同表の備考一中「合計量」の「ト」に「並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量」を追べ、「また」を削り、「その種別ごとに」を「第5表の4に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を」と改める。

様式第一第五表の三を次のよひに改める。
第5表の3 国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
識別番号 (特定排出者コード)	対象企業名	無効化日	無効化量
			t-CO ₂
合 計 量			t-CO ₂

備考 1 本表は、海外認証排出量の種別ごとに記載すること。

算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二段式になる場合には、表の追加を行うこと。

3 無効化目的には、派出量調整無効化を行う旨付を記載すること。

本表に記載した主な海外離島拠出の減量について、特定拠出省小黒川[1]を[1]として
算出額を算出する。

二、本办法所称“重大危险源”，是指经评估可能造成重大事故的危险源。

この命令は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、様式第一第五表の三の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。

第九条の二十第六号口中「百分の三十」を「百分の五十」に改め、「あつては」の下に「おおむね五年間に」を加え、同条に次の二号を加える。

七 次に掲げるところにより、他の病院又は診療所に対する患者紹介を行なうこと。

イ その管理する病院について、他の病院又は診療所に紹介した患者の数を初診の患者の数で除して得た数（以下この号において「逆紹介率」という。）を維持し、当該維持された逆紹介率を高めるよう努めること。

ロ 逆紹介率が百分の四十を下回る病院については、おおむね五年間に逆紹介率を百分の四十まで高めるよう努めるものとし、そのための具体的な年次計画を作成し、厚生労働大臣に提出すること。

第九条の二十に次の二項を加える。

2 がん、循環器疾患その他の国民の健康に重大な影響のある疾患に関し、高度かつ専門的な医療を提供する特定機能病院に関する前項の規定の適用については、同項第六号口中「百分の五十」とあるのは「百分の八十」と、同項第七号口中「百分の四十」とあるのは「百分の六十」とする。

第九条の二十二中「医療提供」の下に「及び他の病院又は診療所に対する患者紹介」を加える。

第十九条第一項第一号中「耳鼻いんこう科」を「精神科、耳鼻咽喉科」に改める。

第二十二条の二第一項第一号中「解除した数」の下に「（第三項において「医師の配置基準数」という。）を加え、同条に次の二項を加える。

3 第一項の特定機能病院に置くべき医師については、同項第一号の規定による医師の配置基準数の半数以上が、内科、外科、精神科、小児科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、救急科、脳神経外科、整形外科又は麻酔科の専門の医師でなければならない。

第二十二条の三第三号中「医療提供」の下に「及び他の病院又は診療所に対する患者紹介」を加える。

（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）
第一条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であつてその診療科名中にこの省令による改正後の医療法施行規則（以下「新規則」という。）第六条の四の規定に基づく診療科名を含まないものについては、当該診療科名の診療を開始するための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間（当該計画に基づき当該診療科名を全て含むこととなつたときまでの間）は、なお従前の例による。

第二条 この省令の施行の際現に医療法第四条の二第一項の規定による承認を受けている特定機能病院であつて新規則第二十二条の二第一項第一号に規定する医師の配置基準数（以下この項において「基準数」という。）の半数以上が同条第三項の専門の医師でないものについては、当該専門の医師を基準数の半数以上置くための計画を記載した書類を提出した場合に限り、平成三十一年四月一日までの間（当該計画に基づき当該専門の医師を基準数の半数以上置くこととなつた場合には、当該専門の医師を基準数の半数以上置いたときまでの間）は、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第一百一十九条第六項、第一百四十五条第八項及び第二百七条並びに船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第一百五十五条の規定に基づき、健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

健康保険法施行規則及び船員保険法施行規則の一部を改正する省令

（健康保険法施行規則の一部改正）

第一条 健康保険法施行規則（大正十五年内務省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

様式第十一号（表面）、様式第十六号（内）及び様式第十七号（裏）中「平成26年3月31日まで」を「昭和19年4月1日まで生れた方」に改める。

（船員保険法施行規則の一部改正）

第二条 船員保険法施行規則（昭和十五年厚生省令第五号）の一部を次のよう改めて行う。

様式第四号（表面）中「平成26年3月31日まで」を「昭和19年4月1日までに生れた方」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（健康保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正前の健康保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の様式により使用されている書類は、当分の間、同条の規定による改正後の船員保険法施行規則の様式によるものとみなす。

3 第二条の規定による改正後の船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置

（船員保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第一条の規定による改正後の健康保険法施行規則の様式によるものとみなす。

第二条の規定による改正前の船員保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

○厚生労働省令第四十七号

（厚生労働省令第七十五号）ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第三項及び附則第十条の規定に基づき、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十一年厚生労働省令第七十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「六万三千八百四十円」を「六万四千円」に改め、同項第一号中「四万八千円」を「四万八千一百円」に改め、同条第一項中「一万三千三百七十円」を「一万三千四百二十円」に改める。

第十五条第一号中「百三十四万四千円」を「百三十四万七千円」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

第一条 平成二十六年三月以前の月分のハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）第十五条第二項に規定するハンセン病養護所非入所者給与金（次項において「非入所者給与金」という。）の額については、なお従前の例による。

2 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則（以下「促進法規則」という。）第十三条第一項ただし書の規定による非入所者給与金の支給の停止に係る非入所者給与金の月額については、平成二十六年七月までの間は、この省令による改正後の促進法規則第七条の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

○厚生労働省令第四十八号

薬剤師法（昭和三十五年法律第百四十六号）第二十二条の規定に基づき、薬剤師法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久

薬剤師法施行規則の一部を改正する省令

薬剤師法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五号)の一部を次のように改正する。

第十三条の二中「薬剤師が、処方せん中に疑わしい点があるかどうかを確認すること及び処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめること」を「次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

一 薬剤師が、処方せん中に疑わしい点があるかどうかを確認する業務及び処方せん中に疑わしい点があるときは、その処方せんを交付した医師又は歯科医師に問い合わせて、その疑わしい点を確かめる業務

二 薬剤師が、処方せんを交付した医師又は歯科医師の同意を得て、当該処方せんに記載された医薬品の数量を減らして調剤する業務(調剤された薬剤の全部若しくは一部が不潔になり、若しくは変質若しくは変敗するおそれ調剤された薬剤に異物が混入し、若しくは付着するおそれ又は調剤された薬剤が病原微生物その他疾病の原因となるものに汚染されるおそれがない場合に限る。)

第十三条の三第一号中「災害」の下に「その他特殊の事由」を加える。

この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第四十九号

労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)第十一條第三項及び第四十四条の規定に基づき、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 繁久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 繁久

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和四十七年労働省令第八号)の一部を次のように定める。

(賃金総額の特例に関する暫定措置)

第一条の二(請負による建設の事業についての一般保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定に附則第一条の三を附則第一条の四とし、附則第一条の二を附則第一条の三とし、附則第一条の次に次の一項を加える。

(賃金総額の特例に関する暫定措置)

第一条の二(請負による建設の事業についての一般保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定に附則第一条の三を附則第一条の四とし、附則第一条の二を附則第一条の三とし、附則第一条の次に次の一項を加える。

(施行期日)

1 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 請負による建設の事業(労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(第四項において「規則」という。)第十三条の規定により賃金総額を算定するものに限る。)であつて、この省令の施行の規則に労働保険の保険料の徴収等に関する法律(第四項において「法」という。)第七条の規定により、その事業とみなされているものについての平成二十五年度の一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。

3 前項に規定する事業であつて、平成二十六年度に使用する全ての労働者に係る賃金総額の見込額が平成二十五年度に使用した全ての労働者に係る賃金総額の百分の五十以上百分の三百以下であるものについての平成二十六年度の一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。

4 請負による建設の事業(規則第十三条の規定により賃金総額を算定するものに限り、法第七条の規定により第一の事業とみなされるものを除く。次項において同じ。)であつてこの省令の施行の日以前に労働者災害補償保険に係る保険関係が消滅したものについての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。

5 請負による建設の事業であつて、この省令の施行の際に労働者災害補償保険に係る保険関係が成立しているもののうち平成二十五年十月一日前に当該保険関係が成立したもの(次項において「特定建設事業」という。)に係る請負金額が同日以後に増額された場合における当該事業についての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、この省令による改正後の労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則附則第一条の二中「請負金額に百八分の百五を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)」とあるのは「請負金額から、平成二十五年十月一日以後に増額された額に百八分の三を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを一円に切り上げる。)を減じた額」とする。

6 前項に規定する場合以外の場合における特定建設事業についての一般保険料に係る確定保険料の額の算定に際し用いる賃金総額の算定については、なお従前の例による。

○厚生労働省令第五十号

労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第二十七条第一項、第三十六条、第五十九条第三項、第一百条第一項及び第一百十三条の規定に基づき、石綿障害予防規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日

石綿障害予防規則の一部を改正する省令

石綿障害予防規則(平成十七年厚生労働省令第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「石綿等が吹き付けられた」を「労働者が石綿等にばく露するおそれがある」に改める。

第三条第一項第一号中「吹き付けられた」を削る。

第五条第一項第一号中「(以下同じ。)」を削り、「(耐火性能を有する被覆材をいう。等)」の下に「(以下單に「保温材、耐火被覆材等」という。)」を加え、同項第二号中「作業」の下に「(保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。以下次条第一項第三号において同じ。)」を加える。

第六条第二項第二号中「(の排気)」を削り、「(使用すること)」を「(設け、排気を行うこと)」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 石綿等の除去等を行う作業場所の出入口に前室、洗身室及び更衣室を設置すること。これらの設置に当たつては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに連接させること。

四 石綿等の除去等を行う作業場所及び前号の前室を負圧に保つこと。

第六条第一項第四号の次に次の三号を加える。

五 第一号の規定により隔離を行つた作業場所において初めて前項各号に掲げる作業を行う場合は、当該作業を開始した後速やかに、第一号のる過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

六 その日の作業を開始する前に、第三号の前室が負圧に保たれていることを点検すること。

七 前号の点検を行つた場合において、異常を認めたときは、直ちに前項各号に掲げる作業を中止し、る過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

第六条第三項中「前条第一項第一号に規定する」を削る。

第七条の見出し中「石綿等が使用されているを削り、同条第一項第一号中「除く。」を「除き、保溫材、耐火被覆材等の囲い込みの作業にあつては、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限る。」に改める。

第二章第二節の節名中「石綿等が吹き付けられた」を「労働者が石綿等にばく露するおそれがある」に改める。

第十条第一項中「又は船舶」を「若しくは船舶」に改め、「天井等」の下に「又は当該建築物若しくは船舶に設置された工作物」を「に吹き付けられた石綿等」の下に「又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等」を加え、「その粉じんを」を「石綿等の粉じんを」に、「当該石綿等」を「当該吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等」に改め、同条第二項中「又は船舶」を「若しくは船舶」に改